

政策提言「朝鮮半島の平和から北東アジアの非核兵器地帯へ」

概要

2019年9月18日

本政策提言のとりまとめにあたった吉田文彦、ペク・ハクスンは、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）と世宗研究所（韓国）の共催による日韓共同ワークショップで行われた議論を基盤として、目指すべき最終目標を明らかにすることを試みた。それらの最終目標を達成することは、北東アジア地域における平和と長期的な安全保障の確保に向けた「必要最小限」の行動であると考えられる。最終目標には以下が含まれる。

- ・ 朝鮮戦争の平和的終結
- ・ 協調的安全保障の原則とアプローチに合意する友好協力条約（TAC）
- ・ 常設の北東アジア地域安全保障フォーラム／組織の設立
- ・ 北東アジア非核兵器地帯（NWFZ）の創設
- ・ すべての地域国家を対象にした平和的・持続的なエネルギー開発の促進のための地域エネルギー安全保障システムの構築

平和で非核化された朝鮮半島、ひいては地域の持続的な平和と安全保障にかかわる関係各国がこれらの最終目標を共有したとしても、そうした目標をどのように実現するかという方法論をめぐる各国に意見の相違が存在する。政策論議は往々にして国益に根ざしており、全体的な視野に欠けるものであるからだ。

本提言では、このような複雑な状況を十分に考慮に入れつつ、包括的な枠組みを示すとともに、短期的ならびに長期的な一連の政策オプションを明らかにする。これらのオプションは、包括的な地域安全保障の枠組みと、朝鮮半島の非核化といった特定の戦略目標の実現を目指したものである。本提言では、こうした成果を導くような具体的な道のりについても探っていく。

目指すべき政策オプションの概要は以下の通り。

●朝鮮半島及び北東アジアの地域安全保障

- ・ 以下を通じて朝鮮戦争を終結させる。
 - －信頼と平和を生み出し、よって朝鮮半島の非核化を可能とするような条件を作る和平プロセスを軌道に乗せる第一歩を踏み出すこと。
 - －北東アジア地域に包括的安全保障を実現させる協調的アプローチを開始する初期的な措置をとること。
- ・ 以下を通じて朝鮮半島を休戦状態から平和体制へと移行させる平和条約を締結する。
 - －2018年に南北が結んだ「板門店宣言」ならびに米朝がシンガポールで発した共同声明

で述べられたように、持続的かつ安定した平和体制を構築するための平和条約を交渉すること。

－条約には韓国、北朝鮮、米国、中国が参加すること。

- ・できるだけ早い時期に、米国、日本、韓国、DPRK は、北東アジア地域全体における和解、持続的な安全保障、平和、繁栄の達成を目指した北東アジア友好協力条約（TAC）の交渉開始を約束すべきである。

－中国、ロシア、モンゴルならびに国際社会からのより広い加入や約束を得るための努力を行うことでこのイニシアティブは強化される。

- ・常設の北東アジア地域安全保障の枠組みを設置する。それは次の役割を持つ。

－平和や非核化に関する地域内の対話・交渉を促進する。

－地域内のあらゆる紛争の原因に対処する協調的安全保障のアプローチを前進・発展させる。

- ・北東アジアに NWFZ を創設する。

●朝鮮半島における平和と安全保障

- ・2018 年 9 月 19 日の「平壤共同宣言」とともに合意された「板門店宣言の履行に向けた軍事分野合意書」の実施を支援する。

－人道的観点に基づいた軍人及び民間人犠牲者の遺骨収集、さらにはそれらの法鑑定への支援として、地雷撤去の最新技術を用いた訓練や共同演習を提供すること。

－韓国・北朝鮮籍以外の船舶による漁業資源の不正利用を探知する水中音波技術を発展させるために、東西海岸付近の海底地図を作成する水路測量共同調査に関与すること。

－共同での海洋調査や救難訓練を実施すること。

- ・以下の措置を通じて、朝鮮半島の平和的な非核化に寄与するような南北朝鮮の通常戦力態勢の変更を構想する。

－南北朝鮮がお互いに相手への脅威を低下させ、また、朝鮮半島有事の際に想定される米国の軍事的役割を低下させるように、南北朝鮮がそれぞれの軍事力を再編成すること。その目的は、在韓米軍が、域外への展開が可能な能力を維持したり、とりわけ海と空の部隊を含め、南北の軍事衝突を地域全体での大国間軍事的対立へと悪化させかねない射程距離を有したりすることの正当性を失わせることにある。

－拡大核抑止への依存を低減した場合の軍事的影響について詳細な検討を行うこと。また、朝鮮半島あるいは北東アジアに NWFZ が設置された際に、米国が北朝鮮に、あるいは他の核兵器国が南北朝鮮に消極的安全保証を供与することで核の脅威の役割低減を促進できるよう、南北朝鮮が必要とする通常戦力の適正レベルについても詳細な検討を行うこと。

- ・南北朝鮮はお互いに対する敵意を低下させるとの約束を行動で示す。

- ・小火器やデュアルユース（汎用）装置を含めた品目を含めた、国際基準を満たすような輸

出管理システムを DPRK が構築することを支援する。

●包括的安全保障の枠組みと北東アジア NWFZ をともに実現させるデュアル・トラック(複線的) アプローチ

(a) 包括的安全保障の枠組み

- ・包括的な地域安全保障の枠組みのもとで、地域における核軍備増強の緩和ならびに軍縮を目指す。
- ・包括的な安全保障地帯の創設にあたっては、国境を越えた協力関係や、市場、さらには共生の社会生活における他の制度的ガバナンスについて、「超国家間」の調整と調和を促進することを通じて市民社会の役割の強化を図る。
- ・包括的なエネルギー安全保障を強化するような手段を進める。それによってエネルギーに関する地域の相互依存関係を活用・創生する共通戦略や協働計画を発展させることを目指す。政府高官や民間のエネルギー投資家、公益事業管理者が参加する地域エネルギー計画・インフラに関するタスクフォースの設置を通じて、地域のエネルギー安全保障を強化する。

(b) 北東アジア NWFZ

- ・以下の諸条項や諸措置を通じて、既存の、あるいは潜在的な核の脅威をめぐる地域独自の問題に対処するような北東アジア NWFZ を構想し、条約によって設置する。
 - －条約発効後 18 か月の期限内に、この NWFZ 内のすべての署名国はいかなる核兵器あるいは関連施設についても、完全かつ検証可能な形でそれらを廃棄すること（これは核兵器禁止条約の同様の条項にあわせたものである）。
 - －通常兵器あるいはその他の兵器による民生用核施設への攻撃の禁止。
 - －核搭載可能な弾道ミサイルの禁止。
 - －ABACC（ブラジル・アルゼンチン核物質計量管理機関）のような地域的な検証機関の設立。
 - －濃縮施設、核分裂性物質の多国間管理。
 - －照射ウランウムあるいはトリウムの再処理の禁止の将来的な禁止
 - －過去・現在にわたってすべての核兵器施設及び計画に関する完全な透明性。
- ・地域の非核化に向けた交渉の成功と、法的拘束力のある NWFZ 条約の締結に向けた見通しを最大限に高める信頼醸成アプローチを実行する。これには以下が含まれる。
 - －米朝非核化交渉においては、一括妥結の「オールオアナッシング（全か無か）」のアプローチではなく、互恵的なステップ・バイ・ステップ（段階的）アプローチをとる。そこには、非国家主体に関する国連安保理決議 1540 に基づく義務に関して DPRK の政府高官や技術官を訓練することを含める。
 - －核兵器の問題と、化学・生物兵器の問題とを切り離し、別々に扱う。

ーラテンアメリカ、東南アジア、南太平洋を含め、非核兵器地帯条約を発効させた他の地域でのスタディツアーを実施する。また、NWFZ という政策オプションに関してトラック 1.5 及びトラック 2 の地域的協議を行う。

ー危機の回避、管理、解決に資する、安全な、地域におけるリアルタイムの軍事通信システムを交渉する。

●包括的安全保障の枠組みの文脈において、北東アジア NWFZ に対する地域的、国際的な支持を確立させること。

この目標は以下の措置の実施を通じて達成されるべきである。

・3つの近隣核兵器国（米国、中国、ロシア）は、以下の行為を行わないことを法的拘束力のある形で誓約させた条約本文の法的条項を通じ、朝鮮半島/北東アジア地域の非核兵器地帯に関与すべきである。

ー条約締約国に対し核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行うこと。

ー地帯内において核兵器を配置あるいは配備すること。

ー核兵器の開発、研究あるいは取得において条約締約国を援助すること。

ー核保有国が付属議定書によって上記の義務を果たすか、条約に参加することで義務を果たすかについては、今後、さらに研究する必要がある。

・北東アジア NWFZ の提案を、北東アジア地域の平和、非核化、人間の安全保障といったより大きなビジョンの一部に組み込むことで、より広範な層に支持を拡大すること。そのような取り組みには以下が含まれる。

ー政府、メディア、市民社会といったさまざまな層において容易に理解され、賛同が得られる形で提示できるよう、包括的な安全保障の枠組みを発展させる。

ー包括的安全保障の枠組みに関連する諸問題について、NGO、専門家、政治家、メディアの間の調整とコミュニケーションを一層拡大させる。

●日本ならびに韓国がとりうる行動

・日本は、日朝国交正常化などを盛り込んだ 2002 年の「日朝平壤宣言」の精神に基づき、DPRK との直接対話を開始すべきである。

ー日本と DPRK は、拉致問題について両国の国交正常化の文脈で議論すべきである。

ー日本による DPRK への経済協力については、朝鮮半島の非核化を実現する多国間での問題解決の一部として検討されるべきである。

・日本ならびに韓国は、核抑止に依存する安全保障政策を見直し、本政策提言が示すような、新しい地域安全保障体制に基づいた安全保障政策の代替案を追求すべきである。

ー核攻撃を経験した唯一の国である日本は、米国の「核の傘」、すなわち日米安保条約に基づく拡大核抑止に高度に依存している安全保障態勢の見直しを始めるべきである。

ーこうした取り組みを行うにあたっては、核抑止の有用性に否定的な影響を与えうる新

しい技術が誕生していることを考慮すべきである。

－朝鮮半島の非核化と休戦状態の平和的終結を促進する一助とすべく、韓国においても同様に、米国の拡大核抑止への依存が見直されるべきである。

- ・日韓両国は、米朝交渉において重要なギブ・アンド・テイクの合意が結ばれ、その合意が米朝両国によって並行・同時行動的に履行されたのちに、北東アジアの平和と非核化のプロセスを多国間化できるよう準備を整えておくべきである。
- ・非核化プロセスにおいて、日韓両国は、「協調的脅威削減」イニシアティブのような核脅威の低減を目指した共同プロジェクトの実施を検討すべきである。それは、北東アジア地域の民生用核燃料サイクル計画の安全・保安上のリスクにも対応するものになる。

吉田 文彦

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）センター長

ペク・ハクスン（白鶴淳）

世宗研究所所長